**里自治会会則**

**里自治会**

里 自 治 会 会 則

（名称）

第１条　　　本会は、里自治会と称する。

（目的）

第２条　　　本会は、会員の相互扶助により地域社会の発展と住民福祉の

増進を図ることを目的とする。

（組織及び会員）

　第３条　　　本会は、大津市里１丁目～六丁目、枝四丁目、関津六丁目地先に

居住（町内に事業所を有する者）する世帯をもって組織する。

（賛助会員）

　第４条　　　町内に事業所を有する法人は、賛助会員となることができる。

　　　　　　　但し、役員選任を除外し、総会議決権を有しない。

（事務所）

　第５条　　　本会の事務所は里公民館におく。

（事業）

　第６条　　　本会は、第２条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

１．福利厚生に関すること。

２．慶弔に関すること。

３．青少年の育成及び体育振興に関すること。

４．環境衛生に関すること。

５．防火防犯及び交通、公害に関すること。

６．社会福祉事業に関すること。

７．市政運営の協力に関すること。

８．公民館の運営に関すること。

９．その他、本会の目的達成に関すること。

（役員）

　第７条　　　本会に次の役員をおく。

　　　　　　　１．顧問　　　１名

　　　　　　　２．会長　　　１名

　　　　　　　３．副会長３名以上（うち１名は会計担当）

　　　　　　　４．協議役員（ブロック長等）　若干名

（役員、組ブロック長及び組長の選出）

　第８条　　　役員、組ブロック長及び組長の選出は、次の通りとする。

　　　　　　　１．役員は総会において決定する。

　　　　　　　２．会長、副会長は前年度の協議役員から選出する。

（再任は妨げない）

　　　　　　　３．顧問は前年度の会長が当たる。

　　　　　　　４．組長は各組で選出する。

　　　　　　　５．組ブロック長は各ブロックの組長が選出し、協議役員を

　　　　　　　　　兼ねるとともに、次年度の役員を務める。

　　　　　　　６．組ブロック長・組長が不慮の事態等により継続不可となった

　　　　　　　　　場合は、後任は当該組にて協議の上選出し、役員会で承認する。

　　　　　　　７．会計監査２名及び運営協力員は、会長が委嘱する。

（役員、組ブロック長及び組長の任務）

　第９条　　　役員、組ブロック長及び組長の任務は次の通りとする。

　　　　　　　１．会長は、本会を代表し会務を統括する。

　　　　　　　２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その

　　　　　　　　　職務を代行する。

　　　　　　　３．会長に事故あるときは、副会長が残任期間代行する。

　　　　　　　４．会計は、本会の会計事務に当たる。

　　　　　　　５．協議役員は、本会の運営に当たる。

　　　　　　　６．組ブロック長は、ブロックを代表しブロックを統括すると

ともに、協議役員を兼ねる。

　　　　　　　７．組長は、組を代表し、組を統括する。

　　　　　　　８．会計監査は、本会の会計を監査する。

　　　　　　　９．運営協力員は、本会の運営に協力する。

（代議員の選出と任務）

　第１０条　　代議員の選出と任務は次の通りとする。

　　　　　　　１．代議員は各組の構成世帯数の２割を基準に選出し、人選は

　　　　　　　　　各組で決める。

　　　　　　　２．定数その他必要事項は、役員会で決める。

　　　　　　　３．代議員は、総会に出席し、議案を審議決定する。

（協議役員及び組長の任期）

　第１１条　　協議役員の任期は原則２年とする。組長は1年とする。但し、

　　　　　　　役員の再任は第８条３項の場合を除く。

（役員会の構成と任務）

　第１２条　　役員会の構成と任務は次の通りとする。

　　　　　　　１．役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議、執行する。

　　　　　　　２．事業計画、予算の立案に関する件。

　　　　　　　３．事業経過報告、決算に関する件。

　　　　　　　４．総会議決事項の執行に関する件。

　　　　　　　５．その他本会の運営についての重要事項に関する件。

　　　　　　　６．会則改廃の事案に関する件。

（総会の構成と任務）

　第１３条　　総会の構成は代議員、役員によって構成し、総会において協議、

　　　　　　　審議すべき事項は次の通りとする。

　　　　　　　１．役員に関する件。

　　　　　　　２．会則の改廃に関する件。

　　　　　　　３．事業計画、事業経過報告に関する件。

　　　　　　　４．予算、決算に関する件。

　　　　　　　５．その他本会の運営についての重要事項に関する件。

（組長会の構成と任務）

　第１４条　　組長会は、組ブロック長、組長、役員会で構成し円滑な事業

推進に協力する。

（専門委員及び委員会）

　第１５条　　第５条の事業を遂行するため次の委員を会長が役員会の同意

　　　　　　　を得て委嘱する。

　　　　　　　１．交通安全、体育文化、広報、環境整備、防火防犯、人権

　　　　　　　　　生涯学習、青少年対策。

　　　　　　　２.　防火防犯委員は、役員より1名と防火促進委員の組

　　　　　　　　　ブロック長で構成する。

　　　　　　　２－1.　防火防犯委員は、防火クラブ隊の隊員を兼ねる。

　　　　　　　　　　　任期は２年とし再任を妨げない。

　　　　　　　３．必要に応じ、委員会を設置することができる。

（会議）

　第１６条　　本会の会議は、総会、役員会、組ブロック長会、組長会とする。

　　　　　　　１．総会は、毎年３月に会長が招集する。但し、必要に応じ、

　　　　　　　　　臨時に開催することができる。

　　　　　　　２．役員会、組ブロック長会、組長会は、会長が必要に応じ

　　　　　　　　　て招集する。

　　　　　　　３．総会、役員会、組長会は、それぞれ構成員の３分の１以上

　　　　　　　　　が会議開催を要求したときは、役員会の決議を得て開催し

　　　　　　　　　なければならない。

（会議の成立と議決）

　第１７条　　本会の会議は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席によっ

　　　　　　　て成立する。

　　　　　　　１．本会の議決は、出席構成員の過半数によって決定する。

　　　　　　　２．可否同数のときは、会長が決定する。

（経費）

　第１８条　　本会の経費は、会費、寄付金、市助成金、その他の収入を

　　　　　　　もってこれに当てる。

（会費）

　第１９条　　本会の会員及び賛助会員は、総会において決定された金額を

　　　　　　　納入するものとする。但し、必要のあるときは、臨時会費を

　　　　　　　徴収することができる。

（慶弔）

　第２０条　　会員に対し、次により慶弔するものとする。

　　　　　　　１．結婚（祝電）

　　　　　　　２．死亡（供花等）

　　　　　　　３．前項に規定する事項が発生したとき、組長は直ちに

　　　　　　　　　会長に連絡する。

（会計年度）

　第２１条　　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日

　　　　　　　をもって終わる。

（委任）

　第２２条　　この会則に定めない事項は、会長が役員会の決議を経て

　　　　　　　決定する。

付　　則　　　この会則は、昭和５４年４月　１日から施行する。

　　　　　　　一部改正　　昭和５９年３月１８日より実施する。

　　　　　　　整備改正　　昭和６１年３月　８日より実施する。

　　　　　　　改正挿入　　昭和６３年３月１２日より実施する。

　　　　　　　一部改正　　平成　５年３月２１日より実施する。

　　　　　　　一部改正　　平成１１年３月２１日より実施する。

　　　　　　　一部改正　　平成２５年４月　１日より施行する。

　　　　　　　　　　　　　但し、第７条２項は、平成２６年４月１日より

　　　　　　　　　　　　　施行する。

　　　　　　　一部改正　　平成２９年４月　１日より施行する。

　　　　　　　　　　　　　但し、第１５条２項は、平成３０年４月１日より

　　　　　　　　　　　　　施行する。

　　　　　　　一部改正　　令和６年３月１７日より施工する。

　　　　　　　　　　　　　第１１条

　　　　　　　　　　　　　第１５条２、２-１項